

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	広島市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	10.11-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1470120259769/index.html">http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1470120259769/index.html</a>

執行機関名 広島市長

障害児通所給付費等の支給に関する事務又は障害者福祉サービスの提供に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による指定通所支援に係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7.8	
③番号法別表第2の項	10.11	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		広島市個人番号の利用に関する条例 別表第1 11の項 児童福祉法による指定通所支援に係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第一条	広島市児童発達支援センター等利用者負担助成事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の3に規定する通所給付決定保護者(以下「通所給付決定保護者」という。)が同項の指定通所支援(以下「指定通所支援」という。)を受けたときに負担すべき費用(以下「利用者負担」という。)の一部の助成について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		広島市児童発達支援センター等利用者負担助成事業実施要綱 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)